

「防火管理維持台帳」に保存（編冊）しなければならない書類

1※	甲種防火管理再講習修了証 ★	(該当対象物の防火管理者のみ)
2	消防計画作成（変更）届出書 ★	
3	防火管理者選任（解任）届出書 ★	
4※	共同防火管理協議事項作成（変更）届出書 ★	(該当対象物のみ)
5※	自衛消防組織設置（変更）届出書 ★	(大規模施設のみ)
6※	防火対象物点検結果報告書 ★	(該当対象物のみ)
7※	防火対象物点検報告特例認定申請書 ★	(特例認定を申請した場合のみ)
8※	防火対象物点検報告特例認定決定通知書	(特例認定を申請した場合のみ)
9	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 ★	
10	消防用設備等（特殊消防用設備等）検査済証	
11	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 ★	
12	防火管理に係る消防計画に基づき実施される次の事項を記載した書類	
	①	火災予防上の自主検査の状況
	②	消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検及び整備の状況
	③	避難施設の維持管理状況
	④	防火上の構造の維持管理状況
	⑤	定員の遵守その他収容人員の適正化の状況
	⑥	防火管理上必要な教育の状況
	⑦	消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の状況
	⑧	増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督の状況
	⑨	大規模な地震に係る防災訓練並びに教育及び広報の状況 (強化地域に所在する防火対象物に限る。)
13	消防用設備等・特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表	
14	その他防火管理上必要な書類	

(★は、写し[又は副本]を保存する) (※は、下記の条件にあてはまる場合必要)

- ◆ 1 1※と6※… 劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物、(特定防火対象物)のうち収容人員が300人以上のもの及び地階又は3階以上の階に特定用途部分があり、その部分から地上に通じる階段が1系統である収容人員30人以上300人未満の対象物(6※)、その防火管理者(1※)。
- ◆ 2 7※と8※… 「◆1」に該当するもののうち特例認定(一定の要件を満たした対象物は、防火対象物の点検・報告義務を3年間免除される)を申請した対象物のみ。
- ◆ 3 4※…複数の事業所やテナントが1つの防火対象物に入居、使用していて、管理権原者が何人も存在する場合に必要。
- ◆ 4 5※…消防法第8条の2の5の規定により設置を要する防火対象物(消防法施行令4の2の4)に該当する場合届出が必要。